

平成 30 年 2 月 16 日  
企業会計基準委員会

## 企業会計基準第 28 号

# 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の公表

### 公表にあたって

我が国における税効果会計に関する会計基準として、平成 10 年 10 月に企業会計審議会から「税効果会計に係る会計基準」（以下「税効果会計基準」という。）が公表され、当該会計基準を受けて、日本公認会計士協会から実務指針が公表されています。これらの会計基準及び実務指針に基づきこれまで財務諸表の作成実務が行われてきましたが、企業会計基準委員会は、基準諮問会議の提言を受けて、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針（会計に関する部分）について、当委員会に移管すべく審議を行ってまいりました。このうち、繰延税金資産の回収可能性に関する定め以外の税効果会計に関する定めについて、基本的にその内容を踏襲した上で、必要と考えられる見直しを行うこととし、主として開示に関する審議を重ねてまいりました。

今般、平成 30 年 2 月 9 日開催の第 378 回企業会計基準委員会において、以下の企業会計基準及び企業会計基準適用指針（以下合わせて「本会計基準等」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします<sup>1</sup>。

本会計基準等につきましては、平成 29 年 6 月 6 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会に寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で公表するに至ったものです。

- 企業会計基準第 28 号  
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（以下「税効果会計基準一部改正」という。）
- 企業会計基準適用指針第 28 号  
「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）
- 改正企業会計基準適用指針第 26 号  
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」とい

---

<sup>1</sup> 日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針と当委員会における主な会計基準等の関係については、（別紙 1）に記載している。

う。)

- 企業会計基準適用指針第 29 号  
「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」（以下「中間税効果適用指針」という。）

## **本会計基準等の概要**

以下の概要は、本会計基準等において、日本公認会計士協会から公表されている税効果会計に関する実務指針（会計に関する部分）を見直した主な箇所の内容を要約したものです。

### **■ 会計処理**

#### **（会計処理の見直しを行った主な取扱い）**

#### **➤ 個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い（税効果適用指針第 8 項(2)）**

従来<sup>2</sup>の取扱いでは、個別財務諸表における子会社株式又は関連会社株式（以下合わせて「子会社株式等」という。）に係る将来加算一時差異について、一律、繰延税金負債を計上することとされている。

税効果適用指針においては、個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いを、連結財務諸表における子会社又は関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異の取扱いに合わせ、親会社又は投資会社<sup>2</sup>がその投資の売却等を当該会社自身で決めることができ、かつ、予測可能な将来の期間に、その売却等を行う意思がない場合を除き、繰延税金負債を計上する取扱いに見直している。

#### **➤ （分類 1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い（回収可能性適用指針第 18 項）**

回収可能性適用指針第 18 項では、「（分類 1）に該当する企業においては、原則として、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。」と「原則として、」を追加している。これは、例えば、完全支配関係にある国内の子会社株式の評価損について、企業が当該子会社を清算するまで当該子会社株式を保有し続ける方針がある場合等、将来において税務上の損金に算入される可能性が低いときに当該子会社株式の評価損に係る繰延税金資産の回収可能性はないと判断することが適切であると考えられる<sup>2</sup>ことを明確にするものである。

#### **（会計処理の見直しを行わなかった主な取扱い）**

#### **➤ 未実現損益の消去に係る税効果会計（税効果適用指針第 130 項から第 136 項）**

未実現損益の消去に係る税効果会計について、国際的な会計基準との整合性の観点から資産負債法に変更するかどうか及び資産負債法との選択適用を認めるかどうかの審議を行った。審議の結果、当該変更により企業によっては多大なコストが生じる可能性がある等の意見を踏まえ、未実現損益の消去に係る税効果会計については、繰延法を継続して採用している。

<sup>2</sup> 現状では、将来において税務上の損金に算入される可能性が低いときに例外的に繰延税金資産の回収可能性はないと判断されるケースとして、完全支配関係にある国内の子会社株式の評価損を想定している。

## ■ 開 示

税効果会計基準一部改正においては、税効果会計基準及び同注解のうち開示（表示及び注記事項）に関する事項を改正している。税効果会計基準一部改正と改正前の税効果会計基準の比較表は、（別紙 2）のとおりである。

### ➤ 表 示（税効果会計基準一部改正第 2 項）

従来 of 取扱いでは、繰延税金資産及び繰延税金負債は、これらに関連した資産・負債の分類に基づいて、繰延税金資産については流動資産又は投資その他の資産として、繰延税金負債については流動負債又は固定負債として表示しなければならないとされていた。

税効果会計基準一部改正においては、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する。

### ➤ 注記事項

回収可能性適用指針の公開草案（平成 27 年 5 月に公表）においては、注記事項に関する質問項目を設けて、コメントを募集した<sup>3</sup>。当該公開草案において寄せられたコメントに加えて、財務諸表利用者が税効果会計に関連する注記事項を利用する目的やその分析内容、実際に利用している情報を検討した上で現状において不足している情報を識別し、次の注記事項を追加している。なお、税効果会計に関する注記事項の開示例は（別紙 3-1）を参照されたい。

#### (1) 評価性引当額の内訳に関する情報（税効果会計基準一部改正第 4 項）

##### ① 評価性引当額の内訳に関する数値情報

財務諸表利用者による税負担率の予測及び繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価に資するように、評価性引当額の内訳に関する数値情報として、繰延税金資産の発生原因別の主な内訳（以下「発生原因別の注記」という。）として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、これまで発生原因別の注記に示されていた評価性引当額の合計額を、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して記載する。

##### ② 評価性引当額の内訳に関する定性的な情報

財務諸表利用者が評価性引当額の内容を理解し、税負担率に影響が生じている原因を分析することに資するように、評価性引当額に関する定性的な情報として、評価性引当額（合計額）に重要な変動が生じている場合、当該変動の主

<sup>3</sup> 回収可能性適用指針のコメント募集及び寄せられたコメントについては、次の URL を参照されたい。  
[https://www.asb.or.jp/jp/accounting\\_standards/exposure\\_draft/y2015/2015-0526.html](https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2015/2015-0526.html)  
[https://www.asb.or.jp/jp/accounting\\_standards/exposure\\_draft/y2015/2015-0526/comment.html](https://www.asb.or.jp/jp/accounting_standards/exposure_draft/y2015/2015-0526/comment.html)

な内容を記載する。

**(2) 税務上の繰越欠損金に関する情報（税効果会計基準一部改正第5項）**

① 税務上の繰越欠損金に関する繰越期限別の数値情報

財務諸表利用者による税負担率の予測に資するように、発生原因別の注記として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、税務上の繰越欠損金に関する数値情報として、繰越期限別に次の数値を記載する。

- 税務上の繰越欠損金の額に納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額（発生原因別の注記に記載されている額）
- 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額
- 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額

② 税務上の繰越欠損金に関する定性的な情報

税務上の繰越欠損金に関する数値情報が繰越期限別に開示されても、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合、財務諸表利用者が当該繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性を評価できないため、当該不確実性の評価に資するように、税務上の繰越欠損金に関する定性的な情報として、税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由を記載する。

**(3) 連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記事項（税効果会計基準一部改正第4項及び第5項）**

財務諸表利用者は、税効果会計に関する注記事項を利用し分析を行う場合、連結財務諸表における注記事項については、税制の異なる複数の連結会社の情報が集計され、理解が相当程度困難であることから、個別財務諸表における注記事項を参考として分析を行っているものと考えられる。

税効果会計基準一部改正では、評価性引当額の内訳に関する情報及び税務上の繰越欠損金に関する情報を連結財務諸表における注記事項に追加しており、それにより連結財務諸表に計上されている繰延税金資産や評価性引当額の内容について財務諸表利用者における理解が深まると考えられるが、コストと便益の比較の観点から、個別財務諸表においてもこれらの注記事項を追加すべきかどうかについて論点となった。

この論点に関して、企業の業績が悪化して税務上の欠損金が生じた場合、個別財務諸表の重要性が相対的に高まると考えられるが、次の事項については、財務諸表提出会社の個別財務諸表において、従来から税効果会計基準に定められている注記事項及び財務情報以外についての開示等から理解し得る部分も少なくないことから、財務諸表利用者の分析において、連結財務諸表における注記事項の

理解に重要な影響が生じることは比較的限定的であると考えられるため、連結財務諸表を作成している場合に個別財務諸表において当該注記事項の記載を要しないこととしている。

- 評価性引当額の合計額に重要な変動が生じている場合の変動の主な内容（上記(1)②参照）

個別財務諸表における評価性引当額は、回収可能性適用指針に従って計上されていることから、評価性引当額の合計額に重要な変動が生じている場合の変動の主な内容は、発生原因別の注記においてスケジューリング可能なものか不可能なものかを推測することによりある程度理解し得ることが少なくないと考えられる。

- 税務上の繰越欠損金に関する繰越期限別の数値情報（上記(2)①参照）

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が記載されている場合、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額を算定することができる。また、我が国の税法に基づくため、個別財務諸表における発生原因別の注記の推移や財務情報以外における一定期間の業績推移の開示により、重要な税務上の欠損金が生じた時期が特定できれば、どの時期に繰越期限となるかについて、理解し得ることがあると考えられる。

- 税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合、当該繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由（上記(2)②参照）

税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由については、財務諸表提出会社においては個別財務諸表が開示されていることに加えて、子会社に比べると財務情報以外についての開示も比較的多く、将来の収益力について開示されていることもあるため、これらの情報と併せて分析することにより、理解し得ることが少なくないと考えられる。

一方で、評価性引当額の内訳に関する数値情報については、財務諸表提出会社の個別財務諸表において、従来から税効果会計基準に定められている注記事項及び財務情報以外についての開示等から推測することは困難であると考えられるため、個別財務諸表において税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等に係る評価性引当額の情報を開示することが適当と考えられる。

したがって、税効果会計基準一部改正では、連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表における税効果会計に関する注記事項については、評価性引当額の内訳に関する数値情報のみを追加することとしている。

## ■ 適用時期等

税効果会計基準一部改正、税効果適用指針、回収可能性適用指針及び中間税効果適用指針の適用時期等について、次のように取り扱う。

項目	適用時期	適用初年度に関する取扱い
表示の取扱い (税効果会計基準一部改正)	● 平成 30 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。 ただし、平成 30 年 3 月 31 日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。	● 表示方法の変更として取り扱う。 ● 表示する過去の財務諸表について、新たな表示方法に従い組替えを行う。
注記事項の取扱い (税効果会計基準一部改正)	● 平成 30 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる。	● 表示方法の変更として取り扱う。 ただし、税効果会計基準一部改正により追加した注記事項 <sup>4</sup> については適用初年度の比較情報 <sup>5</sup> に記載しないことができる。
会計処理の取扱い (個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い (税効果適用指針第 8 項(2)) <sup>6</sup> )	● 平成 30 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。	(税効果適用指針第 8 項(2))を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合) ● 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。 ● 新たな会計方針を過去のすべての期間に遡及適用する。
会計処理の取扱い (分類 1)に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い(回収可能性適用指針第 18 項))	● 平成 30 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。	(回収可能性適用指針第 18 項を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合) ● 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。 ● 新たな会計方針を過去のすべての期間に遡及適用する。
中間税効果適用指針	● 平成 30 年 4 月 1 日以後開始する中間連結会計期間及び中間会計期間の期首から適用する。	● 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱わない。

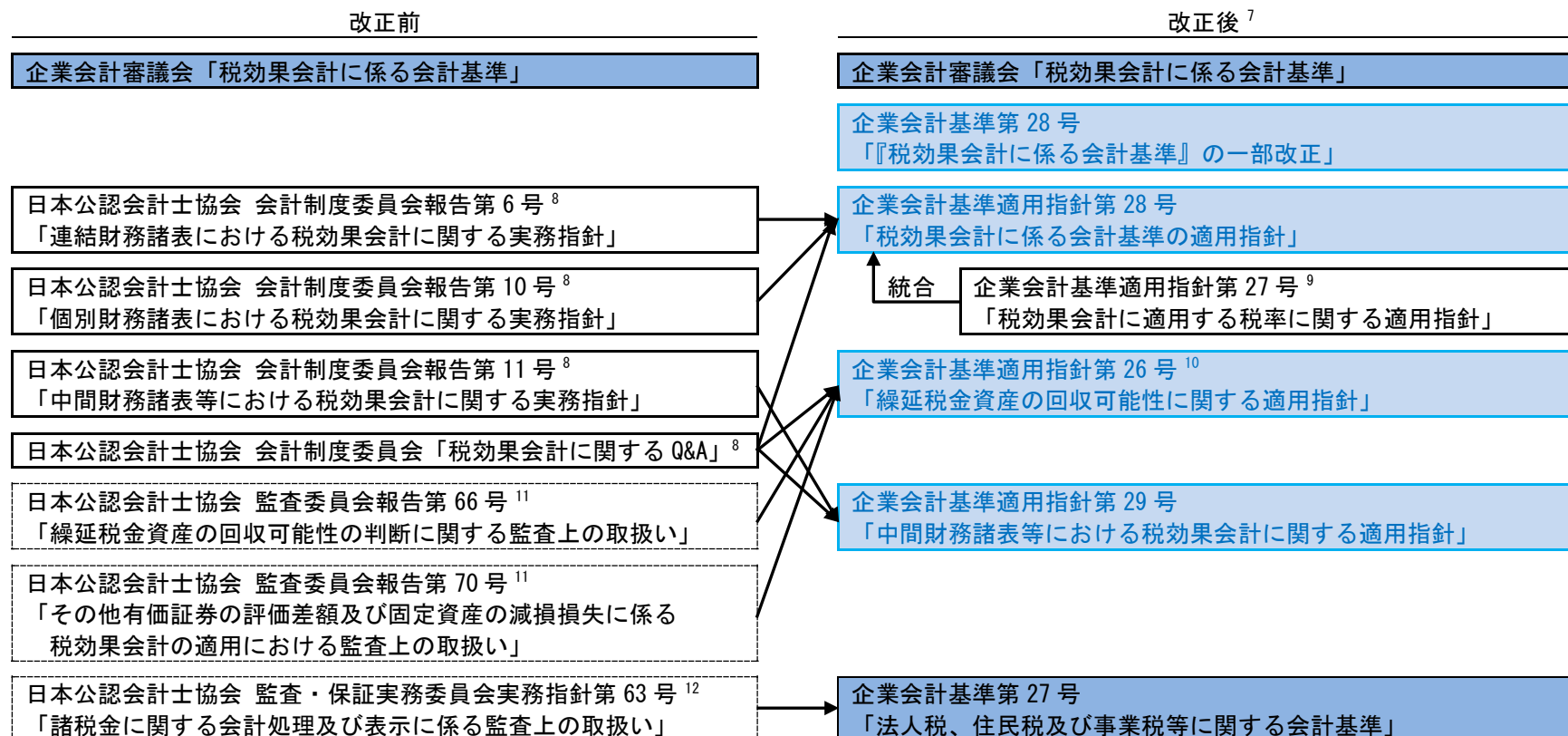
なお、税効果会計に関する注記事項の適用初年度の比較情報に、税効果会計基準一部改正により追加した注記事項を記載しない場合(税効果会計基準一部改正第 7 項)の開示例は(別紙 3-2)を参照されたい。

<sup>4</sup> 税効果会計基準一部改正第 4 項に定める税効果会計基準注解(注 8) (1)のうち、繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)の合計額については適用初年度の比較情報に記載する。

<sup>5</sup> 適用初年度の連結財務諸表及び個別財務諸表に併せて表示される前連結会計年度における連結財務諸表(注記事項を含む。)及び前事業年度における個別財務諸表(注記事項を含む。)をいう。

<sup>6</sup> 税効果適用指針第 65 項(2)においては、「本適用指針の適用初年度において、第 8 項(2)及び第 24 項を適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる場合、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。」とされている。従来、連結税効果実務指針で定められていた子会社の利益のうち投資時に留保しているものに対して繰延税金負債を計上する取扱い(税効果適用指針第 113 項及び第 114 項)を適用している事例は稀であると考えられるため、税効果適用指針第 24 項の定めを適用することによりこれまでの会計処理と異なることとなる事例は稀であると考えられる。

(別紙 1) 現行の日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針と改正後の当委員会における会計基準等の関係



<sup>7</sup> 正式名称で記載している。なお、ここでは連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する実務対応報告については記載を省略している。

<sup>8</sup> 日本公認会計士協会に実務指針等の改廃の検討を依頼する。

<sup>9</sup> 税効果会計に係る会計基準の適用指針の公表に伴い廃止する。

<sup>10</sup> 税効果会計に係る会計基準の適用指針の公表に伴い一部改正している。

<sup>11</sup> 平成 28 年 1 月に廃止されている。

<sup>12</sup> 平成 29 年 3 月に廃止されている。



## (別紙2) 税効果会計基準一部改正と改正前の比較表

以下は、税効果会計基準一部改正第2項から第5項と改正前の税効果会計基準を比較した表である（改正部分に下線を付している。）。

### 1. 表示についての改正

税効果会計基準一部改正 第2項	改正前
<b>税効果会計基準 第三 繰延税金資産及び繰延税金負債等の表示方法</b>	
<p>1. <u>繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する。</u></p> <p>2. <u>同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は、双方を相殺して表示する。</u> 異なる納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は、<u>双方を相殺せずに表示する。</u></p>	<p>1. <u>繰延税金資産及び繰延税金負債は、これらに関連した資産・負債の分類に基づいて、繰延税金資産については流動資産又は投資その他の資産として、繰延税金負債については流動負債又は固定負債として表示しなければならない。ただし、特定の資産・負債に関連しない繰越欠損金等に係る繰延税金資産については、翌期に解消される見込みの一時差異等に係るものは流動資産として、それ以外の一時差異等に係るものは投資その他の資産として表示しなければならない。</u></p> <p>2. <u>流動資産に属する繰延税金資産と流動負債に属する繰延税金負債がある場合及び投資その他の資産に属する繰延税金資産と固定負債に属する繰延税金負債がある場合には、それぞれ相殺して表示するものとする。</u> <u>ただし、異なる納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債は、原則として相殺してはならない。</u></p>

## 2. 注記事項についての改正

### (1) 評価性引当額の内訳に関する情報

税効果会計基準一部改正 第4項	改正前
税効果会計基準注解(注8)	
<p>(注8) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳における評価性引当額の取扱いについて</p> <p>(1) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳を注記するにあたっては、繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)(注5に係るもの)を併せて記載する。繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額と将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額に区分して記載する。</p> <p>なお、将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額の区分には、繰越外国税額控除や繰越可能な租税特別措置法上の法人税額の特別控除等を含める。</p> <p>(2) 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容を記載する。なお、連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表において記載することを要しない。</p>	<p>(注8) 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳の注記について</p> <p>繰延税金資産の発生原因別の主な内訳を注記するに当たっては、繰延税金資産から控除された額(注5に係るもの)を併せて記載するものとする。</p>

(2) 税務上の繰越欠損金に関する情報

税効果会計基準一部改正 第3項及び第5項	改正前
税効果会計基準 第四 注記事項	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 <sup>(注8・9)</sup>	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳 <sup>(注8)</sup>
税効果会計基準注解(注9)	
<p>(注9) <u>繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときの取扱いについて</u></p> <p><u>繰延税金資産の発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、次の事項を記載する。なお、連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表において記載することを要しない。</u></p> <p>(1) <u>繰越期限別の税務上の繰越欠損金に係る次の金額</u></p> <p>① <u>税務上の繰越欠損金の額に納税主体ごとの法定実効税率を乗じた額</u></p> <p>② <u>税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産から控除された額（評価性引当額）</u></p> <p>③ <u>税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の額</u></p> <p>(2) <u>税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合、当該繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由</u></p>	(新 設)

## (別紙 3-1) 税効果会計に関する開示例

次の開示例は、税効果会計基準一部改正で示された内容について理解を深めるために参考として示されたものであり、記載方法及び記載内容は各企業の実情等に応じて異なることに留意する必要がある。なお、網掛けした箇所が注記事項を追加した部分である。

発生原因別の主な内訳として税務上の繰越欠損金を記載している場合であって、当該税務上の繰越欠損金の額が重要であるときは、以下を開示する。

- ・評価性引当額の内訳に関する数値情報（税効果会計基準一部改正第4項）
- ・税務上の繰越欠損金に関する情報（税効果会計基準一部改正第5項（\*2）に関する情報）

### (税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	税務上の繰越欠損金(*2)	XXX 百万円	XXX 百万円
	退職給付に係る負債	XXX	XXX
	減損損失	XXX	XXX
	その他	XXX	XXX
	繰延税金資産小計	XXX	XXX
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)		△XXX	△XXX
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△XXX	△XXX
評価性引当額小計(*1)		△XXX	△XXX
繰延税金資産合計		XXX	XXX
繰延税金負債	(以下 略)		

(\*1) (繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容を記載する。)

(\*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(前連結会計年度)

	X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	XXX	-	XXX 百万円
評価性引当額	-	-	-	-	△XXX	-	△XXX
繰延税金資産	-	-	-	-	XXX	-	XXX

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(当連結会計年度)

	X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	-	-	-	XXX	-	XXX	XXX 百万円
評価性引当額	-	-	-	-	-	△XXX	△XXX
繰延税金資産	-	-	-	XXX	-	-	(c)XXX

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(c) (税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合、当該繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由を記載する。)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度	当連結会計年度
	XX %	XX %
法定実効税率 (調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	X	X
住民税均等割	X	X
評価性引当額の増減	—	X
その他	△X	—
税効果会計適用後の法人税等の負担率	XX	XX

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

税法の改正に伴い、翌連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を XX% から XX% に変更し計算している。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）の金額は XXX 百万円減少し、法人税等調整額が XXX 百万円増加している。

(注) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正額は、期末における一時差異等の残高に、改正後の税率と改正前の税率の差を乗じて算出する。

4. 決算日後における法人税等の税率の変更  
(略)

(別紙 3-2) 適用初年度の比較情報に追加した注記事項を記載しない場合の  
開示例

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	税務上の繰越欠損金(*2)	XXX 百万円	XXX 百万円
	退職給付に係る負債	XXX	XXX
	減損損失	XXX	XXX
	その他	XXX	XXX
	繰延税金資産小計	XXX	XXX
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)	—	△XXX	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	—	△XXX	
評価性引当額小計(*1)	△XXX	△XXX	
繰延税金資産合計	XXX	XXX	
繰延税金負債	(以下 略)		

適用初年度の比較情報に数値情報を記載しないことができる。

(\*1) (繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)に重要な変動が生じている場合、当該変動の主な内容を記載する。)

適用初年度の比較情報に定性的な情報を記載しないことができる。

(\*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

適用初年度の比較情報に繰越欠損金に関する情報(数値情報及び定性的な情報)を記載しないことができる。

(当連結会計年度)

	X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	X年超 X年以内	合計
税務上の繰越欠損金(a)	—	—	—	XXX	—	XXX	XXX 百万円
評価性引当額	—	—	—	—	—	△XXX	△XXX
繰延税金資産	—	—	—	XXX	—	—	(b)XXX

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

(b) (税務上の繰越欠損金に係る重要な繰延税金資産を計上している場合、当該繰延税金資産を回収可能と判断した主な理由を記載する。)

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  
(以下 略)

以上